



鳥取県公報

平成 22 年 4 月 27 日 (火)
第 8 1 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (266) (福利厚生課) 2 介護補償として支給する金額の一部改正 (267) (〃) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (268) (経営支援室) 4 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (2件) (269・270) (〃) 5 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納事務の委託 (271) (生産振興課) 6 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん巧の認可 (272) (空港港湾課) 6 包括外部監査契約の締結 (273) (行政監察課) 7 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (274) (会計指導課) 7 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (275) (東部総合事務所県民局) 8 森林病虫害の駆除命令 (276) (東部総合事務所農林局) 8 森林病虫害の駆除命令 (277) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (22) 9
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の代表者の変更 (教育委員会家庭・地域教育課) 10
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育センター) 10

告 示

鳥取県告示第266号

平成5年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,575円</u>	<u>13,255円</u>	20歳未満	<u>4,237円</u>	<u>13,379円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,115円</u>	<u>13,255円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,019円</u>	<u>13,379円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,777円</u>	<u>13,837円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,851円</u>	<u>13,599円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,349円</u>	<u>16,712円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,504円</u>	<u>16,549円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,844円</u>	<u>19,454円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,920円</u>	<u>19,703円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,088円</u>	<u>22,362円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,217円</u>	<u>23,141円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,016円</u>	<u>23,916円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,092円</u>	<u>24,581円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,612円</u>	<u>24,900円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,600円</u>	<u>24,836円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,906円</u>	<u>23,499円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,967円</u>	<u>23,411円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,634円</u>	<u>20,364円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,650円</u>	<u>20,756円</u>
65歳以上70歳未満	<u>4,030円</u>	<u>14,419円</u>	65歳以上70歳未満	<u>4,060円</u>	<u>15,230円</u>
70歳以上	<u>4,030円</u>	<u>13,255円</u>	70歳以上	<u>4,060円</u>	<u>13,379円</u>

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月27日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成22年4月27日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第267号

平成8年鳥取県告示第423号(介護補償として支給する金額について)の一部を次のように改正する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>104,730円</u> を超えるときは、 <u>104,730円</u>)	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2の項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>104,960円</u> を超えるときは、 <u>104,960円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,790円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>56,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,930円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>56,930円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,370円</u> を超えるときは、 <u>52,370円</u>)	随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (2の項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,480円</u> を超えるときは、 <u>52,480円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,400円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>28,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,470円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>28,470円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

費用を支出した額) て介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。)	費用を支出した額) て介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,470円以下であるときに限る。)
---	---

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月27日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成22年4月27日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 丸合弓ヶ浜店
 - 米子市夜見町3077-17
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - 変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 変更前 午前8時30分から午後10時まで
 - 変更後 午前7時30分から午後10時まで
- 3 変更年月日
 - 平成22年3月12日
- 4 変更する理由
 - お客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。
- 5 届出年月日
 - 平成22年3月8日
- 6 縦覧に供する書類
 - 大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間

平成22年4月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第269号

平成22年鳥取県告示第133号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した丸合境港ターミナル店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

境港市

2 意見の概要

意見なし

3 縦覧に供する期間

平成22年4月27日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部商工農政課

鳥取県告示第270号

平成22年鳥取県告示第134号及び同第135号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した境港ショッピングスクエアパティオに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
境港市
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 縦覧に供する期間
平成22年4月27日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000
境港市産業環境部商工農政課

鳥取県告示第271号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
平成22年4月14日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第272号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん巧を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治
- 2 埋立ての免許の年月日及び番号
平成21年7月15日鳥取県指令空第200900053858号
- 3 しゅん功認可の年月日
平成22年4月23日

4 埋立区域

(1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から286度42分34秒、1,121.56メートルの地点

2の地点 1の地点から100度42分11秒、26.02メートルの地点

3の地点 2の地点から190度42分11秒、5.42メートルの地点

4の地点 3の地点から190度42分11秒、4.40メートルの地点

5の地点 4の地点から280度42分22秒、26.02メートルの地点

6の地点 5の地点から10度42分11秒、4.40メートルの地点

(3) 面積

255.6平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

境港市水産課

鳥取県告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市東町三丁目267
氏名 山崎 安造
- 2 契約期間の始期 平成22年4月8日
- 3 費用の額の算定方法 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦

副主幹 森 麻樹

主事 柏木 将吾

3 委任期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第275号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成22年6月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 とっとり未来
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂 口 愛 子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目620-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、就労を支援し自主自立の実現に寄与する事業を行い、もって障害者の社会参加及び福祉の向上に資することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - ・入会
 - ・総会の招集
 - ・理事会の招集

鳥取県告示第276号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成22年5月31日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第277号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成22年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成22年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年4月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年4月28日（水） 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 琴浦町長選挙に係る審査申立てに対する裁決について
 - (2) その他

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月27日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更の内容			変更年月日
		変更事項	変更前	変更後	
鳥取県立生涯学習センター	財団法人鳥取県教育文化財団	代表者	理事長 有田 博充	理事長 井上 善弘	平成22年4月1日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達案件の名称及び数量 情報教育研修システム更新、賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成22年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社中国支店
広島県広島市南区段原南一丁目3-53
- 5 落 札 金 額 月額1,011,150円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成22年2月12日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター
及び所在地 鳥取市湖山町北五丁目201